

○茨城県警察事務決裁に関する訓令

平成26年2月17日
本部訓令第2号

[沿革] 平成26年3月本部訓令第11号、第13号、27年3月第7号、28年3月第5号、11月第20号、29年3月第7号、第8号、30年3月第5号、31年3月第6号、令和2年3月第17号、3年4月第4号、4年3月第4号改正

茨城県警察事務決裁に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察事務決裁に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 警察本部

第1節 通則（第7条－第14条）

第2節 警務部の所掌事項（第15条－第26条）

第3節 生活安全部の所掌事項（第27条－第31条の3）

第4節 地域部の所掌事項（第32条－第36条）

第5節 刑事部の所掌事項（第37条－第48条）

第6節 交通部の所掌事項（第49条－第57条）

第7節 警備部の所掌事項（第58条－第63条）

第8節 警察学校（第64条・第65条）

第3章 警察署（第66条－第71条）

第4章 補則（第72条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、茨城県警察における事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)

専決 警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）に代わり、あらかじめ定められた者（以下「専決者」という。）が定められた事項について、常時決裁することをいう。

(2) 代決 本部長、署長又は専決者（以下「決裁者」という。）が不在であり、かつ、急を要する場合に、その権限に属する事務を、一時その者に代わって決裁することをいう。

(専決の制限)

第3条 この訓令に定めるものであっても、本部長又は署長から特に命ぜられたとき、及び専決者において当該事務が異例に属すると認めるとときは、専決することができない。

(代決者)

第4条 別表に掲げる区分に応じ、決裁者が不在のときは第1順位者が、決裁者及び第1順位者がともに不在のときは第2順位者が代決することができる。

(代決の制限)

第5条 この訓令に定めるものであっても、当該事務が異例に属するときは、代決することができない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(代決文書の後閱)

第6条 この訓令により代決したものについては、事後速やかに当該事務の決裁者に報告し、又は後閱を受けなければならない。

第2章 警察本部

第1節 通則

(本部長の決裁事項)

第7条 次に掲げる事項については、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 茨城県警察本部告示に関する事項
- (2) 茨城県警察本部訓令に関する事項
- (3) 茨城県議会議員の質疑に対する答弁資料に関する事項
- (4) 茨城県議会及び他の関係機関との連絡に関する事項
- (5) 他機関等との協定、覚書の交換等
- (6) 請願書、陳述書等の処理に関する事項
- (7) 通達、指示等に関する事項
- (8) 照会、通知、報告、回答、承認等に関する事項
- (9) 表彰に関する事項

- (10) 警察職員の派遣に関することで重要なもの
- (11) 部長、警務部総務統括官（以下「総務統括官」という。）、同部首席監察官（以下「首席監察官」という。）、生活安全部人身安全対策統括官（以下「人身安全対策統括官」という。）、刑事部組織犯罪対策統括官（以下「組織犯罪対策統括官」という。）及び警察学校長（以下「学校長」という。）の出張、休暇及び職専免（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号。以下「処務訓令」という。）第16条の2の職専免をいう。以下同じ。）に関すること。
- (12) 水戸警察署長の休暇及び職専免に関すること。
- (13) 署長（水戸警察署長を除く。）、参事官等（参事官（参事を含む。以下同じ。）及び課長（処務訓令第2条第4号の課長をいう。以下この章及び別表において同じ。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び警務部監察官（以下「監察官」という。）の海外旅行の承認に関すること。

（部長の専決事項）

第8条 所管の部長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 茨城県警察本部告示に関すること。
- (2) 茨城県警察本部訓令に関することで軽易なもの
- (3) 茨城県議会議員の質疑に対する答弁資料に関すること。
- (4) 茨城県議会及び他の関係機関との連絡に関すること。
- (5) 他機関等との協定、覚書の交換等の実施に関すること。
- (6) 請願書、陳述書等の処理に関すること。
- (7) 通達、指示等に関すること。
- (8) 照会、通知、報告、回答、承認等に関すること。
- (9) 調査、統計の作成、資料の収集等に関することで重要なもの
- (10) 証明に関することで重要なもの
- (11) 各種講習会に関することで重要なもの
- (12) 警察職員の派遣に関すること。
- (13) 参事官等及び監察官の出張（国費に係るものを除く。以下同じ。）、休暇及び職専免に関すること。
- (14) 参事官等及び監察官の部分休業、深夜勤務制限、時間外勤務制限及び早出遅出勤務の承認に関すること。
- (15) 参事官等及び監察官の扶養親族の認定に関すること。
- (16) 参事官等及び監察官の通勤手当、単身赴任手当及び住居手当の確認及び決定に関すること。

（総務統括官等の専決事項）

第9条 総務統括官、首席監察官、人身安全対策統括官及び組織犯罪対策統括官は、前条の規定により所管の部長が専決することができる事項のうち、総務統括官は警務部総務課（以下「総務課」という。）、同部会計課（以下「会計課」という。）、

同部装備施設課（以下「装備施設課」という。）、同部情報管理課（以下「情報管理課」という。）及び同部県民安心センター（以下「県民安心センター」という。）に係るもの、首席監察官は警務部監察室（以下「監察室」という。）に係るもの、人身安全対策統括官は生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）に係るもの、組織犯罪対策統括官は刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）、同部国際捜査課（以下「国際捜査課」という。）及び同部薬物銃器対策課（以下「薬物銃器対策課」という。）に係るもの専決することができる。

（参事官の専決事項）

第10条 参事官は、茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第5号）第3条第2項又は第4条第2項の規定により総括整理する事務に係る所管の部長が専決することができる事項のうち、あらかじめ所管の部長の承認を得たものについて専決することができる。

（専決の制限）

第11条 前2条の規定にかかわらず、総務統括官、首席監察官、人身安全対策統括官及び組織犯罪対策統括官並びに参事官は、第8条第13号から第16号まで並びに所管の部長が特に指定するもの及び他の部長との合議が必要なものは、専決することができない。

（課長の専決事項）

第12条 所管の課長（学校長を含む。第14条において同じ。）は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 茨城県警察本部告示に関することで軽易なもの
- (2) 茨城県議会議員の質疑に対する答弁資料に関することで軽易なもの
- (3) 茨城県議会及び他の関係機関との連絡に関することで軽易なもの
- (4) 請願書、陳述書等の処理に関することで軽易なもの
- (5) 通達、指示等に関することで軽易なもの
- (6) 照会、通知、報告、回答、承認等に関することで軽易なもの
- (7) 調査、統計の作成、資料の収集等に関すること。
- (8) 証明に関すること。
- (9) 各種講習会に関すること。
- (10) 所属職員の派遣に関することで軽易なもの
- (11) 月報その他の定期刊行物に関すること。
- (12) 所属職員の出張に関すること。
- (13) 所属職員の休暇及び職専免に関すること。
- (14) 所属職員の部分休業、深夜勤務制限、時間外勤務制限及び早出遅出勤務の承認に関すること。
- (15) 所属職員の扶養親族の認定に関すること。

- (16) 所属職員の通勤手当、単身赴任手当及び住居手当の確認及び決定に関すること。
- (17) 所属職員（本部長が指定した者を除く。）の配置に関すること。
- (18) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務の命令に関すること。

（室長等の専決事項）

第13条 課内室等（茨城県警察組織に関する訓令（平成21年茨城県警察本部訓令第5号）第8条第1項の課内室等をいう。）の長は、所管の課長が専決することができる事項のうち、課内室等に係るもの（前条第12号から第18号まで及び他の課長との合議が必要なものを除く。）について専決することができる。

（理事官等の専決事項）

第14条 総括理事官、理事官、管理官、副参事、技佐、首席師範、首席検視官、上席検視官、上席鑑定官、首席交通聴聞官、課長代理（室長代理、所長代理及びセンター長代理を含む。以下同じ。）、課長補佐（室長補佐、所長補佐及びセンター長補佐を含む。）、師範、検視官、鑑定官、主査、副隊長、中隊長、方面隊長、副校長、学生指導官及び科長は、所管の課長が専決することができる事項のうち、定例的かつ軽易なものであって、あらかじめ所管の課長の承認を得たものについて専決することができる。

第2節 警務部の所掌事項

（本部長の決裁事項）

第15条 警務部の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 公印の管守に関する事で重要なもの
- (2) 警察署協議会に関する事で重要なもの
- (3) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事で重要なもの
- (4) 警察職員の人事、定員及び給与に関する事で重要なもの
- (5) 警察職員の勤務制度に関する事で重要なもの
- (6) 警察組織に関する事で重要なもの
- (7) 警察職員の採用に関する事で重要なもの
- (8) 警察職員の退職手当及び公務災害補償に関する事で重要なもの
- (9) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事で重要なもの
- (10) 警察行政に係る犯罪被害者支援に関する事で重要なもの
- (11) 犯罪被害者等給付金に関する事で重要なもの
- (12) 国外犯罪被害弔慰金等に関する事で重要なもの
- (13) 警察行政に関する企画、立案及び総合調整に関する事で重要なもの
- (14) 警察行政に係る国際協力に関する事で重要なもの

- (15) 警察職員の福利厚生に関することで重要なもの
- (16) 予算、決算及び会計に関することで重要なもの
- (17) 財産及び物品の管理及び処分に関することで重要なもの
- (18) 会計の監査に関することで重要なもの
- (19) 遺失物に関することで重要なもの
- (20) 警察装備に関することで重要なもの
- (21) 警察施設の営繕に関することで重要なもの
- (22) 警察教養一般に関することで重要なもの
- (23) 電子計算組織による情報の管理の企画に関することで重要なもの
- (24) 電子計算組織の運用に関することで重要なもの
- (25) 電子計算組織を活用した事務能率の増進に関することで重要なもの
- (26) 照会センターに関することで重要なもの
- (27) 留置施設に関することで重要なもの
- (28) 被留置者の処遇に関することで重要なもの
- (29) 被留置者の護送に関することで重要なもの
- (30) 監察に関することで特に重要なもの
- (31) 懲戒に関することで特に重要なもの
- (32) 訟務に関することで特に重要なもの
- (33) 損害賠償に関することで特に重要なもの
- (34) 相談に関することで重要なもの
- (35) 要望・意見に関することで重要なもの
- (36) 苦情に関することで重要なもの
- (37) 広報に関することで重要なもの
- (38) 警察音楽隊に関することで重要なもの
- (39) 情報公開に関することで重要なもの
- (40) 個人情報の保護に関することで重要なもの

(警務部長の専決事項)

第 16 条 警務部長は、警務部の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 警察職員の人事、定員及び給与に関すること。
- (2) 警察職員の勤務制度に関すること。
- (3) 警察組織に関すること。
- (4) 警察職員の採用に関すること。
- (5) 警察職員の退職手当及び公務災害補償に関すること。
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (7) 警察行政に係る犯罪被害者支援に関すること。
- (8) 犯罪被害者等給付金に関すること。

- (9) 国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
- (10) 警察行政に関する企画、立案及び総合調整に関すること。
- (11) 警察行政に係る国際協力に関すること。
- (12) 規則、訓令案等の審査に関することで重要なもの
- (13) 警察職員の福利厚生に関すること。
- (14) 警察職員の健康管理（レクリエーションを含む。）に関することで重要なもの
- (15) 警察職員の恩給に関すること。
- (16) 警察教養一般に関すること。
- (17) 留置施設に関すること。
- (18) 被留置者の処遇に関すること。
- (19) 被留置者の護送に関すること。
- (20) 監察に関することで重要なもの
- (21) 懲戒に関することで重要なもの
- (22) 訟務に関することで重要なもの
- (23) 損害賠償に関することで重要なもの
- (24) 部長、総務統括官、首席監察官、人身安全対策統括官、組織犯罪対策統括官、学校長及び署長の扶養親族の認定に関すること。
- (25) 部長、総務統括官、首席監察官、人身安全対策統括官、組織犯罪対策統括官、学校長及び署長の通勤手当、単身赴任手当及び住居手当の確認及び決定に関すること。
- (26) 署長（水戸警察署長を除く。）の休暇及び職専免に関すること。
- (27) 部長、総務統括官、首席監察官、人身安全対策統括官、組織犯罪対策統括官、学校長及び署長の部分休業、深夜勤務制限、時間外勤務制限及び早出遅出勤務の承認に関すること。
- (28) 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。
- (29) 営利企業等従事の許可及び営利企業等離職届の受理に関すること。
- (30) 団体兼職届及び団体離職届の受理に関すること。
- (31) 次条及び第17条に掲げるものに係る事務のうち、警務部長が特に指定するもの

（総務統括官の専決事項）

第16条の2 総務統括官は、総務課、会計課、装備施設課、情報管理課及び県民安心センターの所掌事務のうち、次に掲げる事項について、前条の規定により警務部長が特に指定するものを除き、専決することができる。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 警察署協議会に関すること。
- (3) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- (4) 予算、決算及び会計に関すること。
- (5) 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- (6) 会計の監査に関すること。

- (7) 遺失物に関すること。
- (8) 警察装備に関すること。
- (9) 警察施設の営繕に関すること。
- (10) 電子計算組織による情報の管理の企画に関すること。
- (11) 電子計算組織の運用に関すること。
- (12) 電子計算組織を活用した事務能率の増進に関すること。
- (13) 照会センターに関すること。
- (14) 相談に関すること。
- (15) 要望・意見に関すること。
- (16) 苦情に関すること。
- (17) 広報に関すること。
- (18) 警察音楽隊に関すること。
- (19) 情報公開に関すること。
- (20) 個人情報の保護に関すること。

(首席監察官の専決事項)

第 17 条 首席監察官は、監察室の所掌事務のうち、次に掲げる事項について、第16条の規定により警務部長が特に指定するものを除き、専決することができる。

- (1) 監察に関すること。
- (2) 懲戒に関すること。
- (3) 訟務に関すること。
- (4) 損害賠償に関すること。

(総務課長の専決事項)

第 18 条 警務部総務課長は、総務課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 公安委員会の庶務に関すること。
- (2) 公印の管守に関することで軽易なもの
- (3) 警察署協議会に関することで軽易なもの
- (4) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関することで軽易なもの

(警務課長の専決事項)

第 19 条 警務部警務課長は、警務部警務課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 警察職員の人事、定員及び給与に関することで軽易なもの
- (2) 警察職員の勤務制度に関することで軽易なもの
- (3) 警察組織に関することで軽易なもの
- (4) 警察職員の採用に関することで軽易なもの

- (5) 警察職員の退職手当及び公務災害補償に関することで轻易なもの
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関することで轻易なもの
- (7) 警察行政に係る犯罪被害者支援に関することで轻易なもの
- (8) 犯罪被害者等給付金に関することで轻易なもの
- (9) 国外犯罪被害弔慰金等に関することで轻易なもの
- (10) 警察行政に関する企画、立案及び総合調整に関することで轻易なもの
- (11) 警察行政に係る国際協力に関することで轻易なもの
- (12) 規則、訓令案等の審査に関すること。

(厚生課長の専決事項)

第 20 条 警務部厚生課長は、警務部厚生課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 警察職員の福利厚生に関することで轻易なもの
- (2) 警察職員の健康管理（レクリエーションを含む。）に関すること。

(会計課長の専決事項)

第 21 条 警務部会計課長は、会計課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 予算、決算及び会計に関することで轻易なもの
- (2) 物品の管理及び処分に関することで轻易なもの
- (3) 会計の監査に関することで轻易なもの
- (4) 遺失物に関することで轻易なもの

(装備施設課長の専決事項)

第 21 条の2 警務部装備施設課長は、装備施設課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 会計に関することで轻易なもの（第3号及び第4号に係るものに限る。）
- (2) 警察装備に関することで轻易なもの
- (3) 財産の管理及び処分に関することで轻易なもの
- (4) 警察施設の営繕に関することで轻易なもの

(教養課長の専決事項)

第 22 条 警務部教養課長は、警務部教養課の所掌事務のうち、警察教養一般に関することで轻易なものについて専決することができる。

(情報管理課長の専決事項)

第 23 条 警務部情報管理課長は、情報管理課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 電子計算組織による情報の管理の企画に関することで轻易なもの
- (2) 電子計算組織の運用に関することで轻易なもの
- (3) 電子計算組織を活用した事務能率の増進に関することで轻易なもの
- (4) 照会センターに関することで轻易なもの

(留置管理課長の専決事項)

第 24 条 警務部留置管理課長は、警務部留置管理課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 留置施設に関することで轻易なもの
- (2) 被留置者の処遇に関することで轻易なもの
- (3) 被留置者の護送に関することで轻易なもの

(監察室長の専決事項)

第 25 条 警務部監察室長は、監察室の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 監察に関することで轻易なもの
- (2) 懲戒に関することで轻易なもの
- (3) 訟務に関することで轻易なもの
- (4) 損害賠償に関することで轻易なもの

(県民安心センター長の専決事項)

第 26 条 警務部県民安心センター長は、県民安心センターの所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 相談に関することで轻易なもの
- (2) 要望・意見に関することで轻易なもの
- (3) 苦情に関することで轻易なもの
- (4) 広報に関することで轻易なもの
- (5) 警察音楽隊に関することで轻易なもの
- (6) 情報公開に関することで轻易なもの
- (7) 個人情報の保護に関することで轻易なもの
- (8) 公文書類の接受、印刷、発送、編集及び保存に関すること。
- (9) 機関誌の編集及び発行に関すること。

第3節 生活安全部の所掌事項

(本部長の決裁事項)

第 27 条 生活安全部の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 生活安全警察の運営に関する企画及び立案に関することで重要なもの
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関することで重要なもの
- (3) 犯罪の予防一般に関することで重要なもの
- (4) 酗釈〔めいてい〕者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関することで重要なもの
- (5) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）の施行に関することで重要なもの
- (6) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関することで重要なもの
- (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行すること（古物商及び質屋に係るものに限る。）で重要なもの
- (8) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関することで重要なもの
- (9) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関することで重要なもの
- (10) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関することで重要なもの
- (11) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の施行に関することで重要なもの
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関することで重要なもの
- (13) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関することで重要なもの
- (14) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関することで重要なもの
- (15) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務で警察庁生活安全局保安課の所掌に属するものに関することで重要なもの
- (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関することで重要なもの
- (17) 茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例（平成28年茨城県条例第57号）の施行に関することで重要なもの
- (18) 少年非行の防止に関する企画及び立案に関することで重要なもの
- (19) 少年指導委員に関することで重要なもの
- (20) 少年の補導に関することで重要なもの
- (21) 少年犯罪の捜査に関することで重要なもの
- (22) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関することで重要なもの
- (23) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関することで重要なもの
- (24) 少年に対する暴力団の影響の排除に関することで重要なもの
- (25)

前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関することで重要なもの

- (26) 少年相談に関することで重要なもの
- (27) 高圧ガスその他の危険物関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (28) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (29) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (30) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (31) 保健衛生関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (32) 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (33) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (34) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関することで重要なもの
- (35) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関することで重要なもの
- (36) 前2号に掲げるもののほか、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）への対処に関することで重要なもの
- (37) 行方不明者の発見活動に関することで重要なもの（前号に掲げるものを除く。）
- (38) 子供と女性を犯罪被害から守る対策に関することで重要なもの
- (39) 犯罪の被害者等の再被害防止に関することで重要なもの
- (40) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (41) 前号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関することで重要なもの
- (42) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関することで重要なもの
- (43) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関することで重要なもの
- (44) 第5号から第17号まで、第21号から第23号まで、第27号から第35号まで、第40号及び第41号に掲げるもののほか、特別法令違反の取締りに関することで重要なもの

（生活安全部長の専決事項）

第28条 生活安全部長は、生活安全部の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 生活安全警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。
- (3)

犯罪の予防一般に関すること（人身安全対策課の所掌に属するものを除く。）。

- (4) 部の事務の総合調整に関することで重要なもの
- (5) 酗釈者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (6) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の施行に関するこ
と。
- (7) 古物営業法の施行に関すること。
- (8) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関すること（古物商及び質屋
に係るものに限る。）。
- (9) 質屋営業法の施行に関すること。
- (10) 警備業法の施行に関すること。
- (11) 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。
- (12) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の施行に関すること。
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関すること。
- (14) 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関すること。
- (15) 火薬類取締法の施行に関すること。
- (16) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等に
よる放射線障害の防止に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に
に関する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に
に関する事務で警察庁生活安全局保安課の所掌に属するものに関すること。
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に
に関する法律の施行に関すること。
- (18) 茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例の施行に
すること。
- (19) 少年非行の防止に関する企画及び立案に関すること。
- (20) 少年指導委員に関すること。
- (21) 少年の補導に関すること。
- (22) 少年犯罪の捜査に関すること。
- (23) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関するこ
と（人身安全対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (24) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (25) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (26) 前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関するこ
と。
- (27) 少年相談に関するこ
- (28) 高圧ガスその他の危険物関係事犯の取締りに関するこ
- (29) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関するこ
- (30) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関するこ
- (31) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関するこ
- (32) 保健衛生関係事犯の取締りに関するこ
- (33)

特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。

- (34) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。
- (35) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。
- (36) 前号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
- (37) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (38) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
- (39) 第6号から第18号まで、第22号から第24号まで及び第28号から第36号までに掲げるもののほか、特別法令違反の取締りに関すること。
- (40) 次条に掲げるものに係る事務のうち、生活安全部長が特に指定するもの

(人身安全対策統括官の専決事項)

第28条の2 人身安全対策統括官は、人身安全対策課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について、前条の規定により生活安全部長が特に指定するものを除き、専決することができる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人身安全関連事案への対処に関すること。
- (4) 行方不明者の発見活動に関すること（前号に掲げるものを除く。）。
- (5) 子供と女性を犯罪被害から守る対策に関すること。
- (6) 犯罪の被害者等の再被害防止に関すること。

(生活安全総務課長の専決事項)

第29条 生活安全部生活安全総務課長は、生活安全部生活安全総務課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 生活安全警察の運営に関する企画及び立案に関することで軽易なもの
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関することで軽易なもの
- (3) 犯罪の予防一般に関することで軽易なもの
- (4) 部の事務の総合調整に関すること。
- (5) 酗飲者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関することで軽易なもの
- (6) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の施行に関することで軽易なもの
- (7) 古物営業法の施行に関することで軽易なもの
- (8)

犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関すること（古物商及び質屋に係るものに限る。）で轻易なもの

- (9) 質屋営業法の施行に関することで轻易なもの
- (10) 警備業法の施行に関することで轻易なもの
- (11) 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関することで轻易なもの
- (12) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の施行に関することで轻易なもの
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関することで轻易なもの
- (14) 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関することで轻易なもの
- (15) 火薬類取締法の施行に関することで轻易なもの
- (16) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務で警察庁生活安全局保安課の所掌に属するものに関することで轻易なもの
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行に関することで轻易なもの
- (18) 茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例の施行に関することで轻易なもの

(少年課長の専決事項)

第30条 生活安全部少年課長は、生活安全部少年課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 少年非行の防止に関する企画及び立案に関することで轻易なもの
- (2) 少年指導委員に関することで轻易なもの
- (3) 少年の補導に関することで轻易なもの
- (4) 少年犯罪の捜査に関することで轻易なもの
- (5) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関することで轻易なもの
- (6) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関することで轻易なもの
- (7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関することで轻易なもの
- (8) 前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関することで轻易なもの
- (9) 少年相談に関することで轻易なもの

(生活環境課長の専決事項)

第31条 生活安全部生活環境課長は、生活安全部生活環境課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 古物営業、質屋営業、警備業及び探偵業に係る法令違反の取締りに関することで轻易なもの

- (2) 銃砲刀剣類、火薬類、高圧ガスその他の危険物関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (3) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (4) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する犯罪の取締りに関することで軽易なもの
- (6) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (7) 保健衛生関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (8) 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (9) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属しない法令違反の取締りに関することで軽易なもの

(人身安全対策課長の専決事項)

第31条の2 生活安全部人身安全対策課長は、人身安全対策課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関することで軽易なもの
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関することで軽易なもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人身安全関連事案への対処に関することで軽易なもの
- (4) 行方不明者の発見活動に関することで軽易なもの（前号に掲げるものを除く。）
- (5) 子供と女性を犯罪被害から守る対策に関することで軽易なもの
- (6) 犯罪の被害者等の再被害防止に関することで軽易なもの

(サイバー犯罪対策課長の専決事項)

第31条の3 生活安全部サイバー犯罪対策課長は、生活安全部サイバー犯罪対策課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定する犯罪の取締りに関することで軽易なもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関することで軽易なもの
- (4) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関することで軽易なもの
- (5) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関することで軽易なもの

第4節 地域部の所掌事項

(本部長の決裁事項)

第32条 地域部の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 地域警察の運営に関する企画及び立案に関することで重要なもの
- (2) 水上警察に関することで重要なもの
- (3) 鉄道警察に関することで重要なもの
- (4) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関することで重要なもの
- (5) 列車その他の交通機関への警乗に関することで重要なもの
- (6) 雜踏警備に関することで重要なもの
- (7) 水難、山岳遭難その他の事故における人命救助及びこれらの事故の防止に関することで重要なもの
- (8) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条に規定する犯罪の取締りに関することで重要なもの
- (9) 通信指令に関することで重要なもの
- (10) 警察通信に関することで重要なもの
- (11) 緊急配備に関することで重要なもの
- (12) 無線自動車による警ら及び事件事故発生時の初動措置に関することで重要なものの
- (13) 核物質を管理する施設に対する警戒警備及び核燃料物質等の輸送警備に関することで重要なもの

(地域部長の専決事項)

第33条 地域部長は、地域部の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 地域警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 部の事務の総合調整に関することで重要なもの
- (3) 水上警察に関すること。
- (4) 鉄道警察に関すること。
- (5) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。
- (6) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
- (7) 雜踏警備に関すること。
- (8) 水難、山岳遭難その他の事故における人命救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- (9) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (10) 通信指令に関すること。
- (11) 警察通信に関すること。

- (12) 緊急配備に関すること。
- (13) 無線自動車による警ら及び事件事故発生時の初動措置に関するこ
- (14) 核物質を管理する施設に対する警戒警備及び核燃料物質等の輸送警備に関するこ

(地域課長の専決事項)

第34条 地域部地域課長は、地域部地域課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 地域警察の運営に関する企画及び立案に関することで軽易なもの
- (2) 部の事務の総合調整に関するこ
- (3) 水上警察に関するこで軽易なもの
- (4) 鉄道警察に関するこで軽易なもの
- (5) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関するこで軽易なもの
- (6) 列車その他の交通機関への警乗に関するこで軽易なもの
- (7) 雜踏警備に関するこで軽易なもの
- (8) 水難、山岳遭難その他の事故における人命救助及びこれらの事故の防止に関するこで軽易なもの
- (9) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条に規定する犯罪の取締りに関するこで軽易なもの

(通信指令課長の専決事項)

第35条 地域部通信指令課長は、地域部通信指令課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 通信指令に関するこで軽易なもの
- (2) 警察通信に関するこで軽易なもの
- (3) 緊急配備に関するこで軽易のもの

(自動車警ら隊長の専決事項)

第36条 地域部自動車警ら隊長は、地域部自動車警ら隊の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 無線自動車による警ら及び事件事故発生時の初動措置に関するこで軽易のもの
- (2) 核物質を管理する施設に対する警戒警備及び核燃料物質等の輸送警備に関するこで軽易のもの

第5節 刑事部の所掌事項

(本部長の決裁事項)

第

37条 刑事部の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画及び立案に関するもの
- (2) 犯罪の捜査に関するもの
- (3) 捜査共助に関するもの
- (4) 移動警察に関するもの
- (5) 犯罪鑑識に関するもの
- (6) 犯罪鑑識資料の収集及び記録の整理保存に関するもの
- (7) 暴力団対策その他犯罪組織対策に関する企画及び立案に関するもの
- (8) 暴力団情報その他犯罪組織に関する情報の収集、整理及び分析に関するもの
- (9) 暴力団に係る犯罪その他組織犯罪の取締りに関するもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関するもの
- (11) 暴力団排除活動に関するもの
- (12) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関するもの
- (13) 外国人犯罪組織対策に関する企画及び立案に関するもの
- (14) 外国人に係る犯罪に関する情報の収集、整理及び分析に関するもの
- (15) 外国人による組織犯罪の取締りに関するもの
- (16) 通訳及び翻訳に関するもの
- (17) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関するもの
- (18) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関するもの

(刑事部長の専決事項)

第38条 刑事部長は、刑事部の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画及び立案のこと。
- (2) 犯罪の捜査のこと。
- (3) 刑事法令の研究に関するもの
- (4) 部の事務の総合調整に関するもの
- (5) 刑事資料の調査、収集及び管理に関するもの
- (6) 犯罪統計に関するもの
- (7) 捜査共助（国際捜査共助を除く。）のこと。
- (8) 移動警察のこと。
- (9) 犯罪鑑識のこと。
- (10) 犯罪鑑識資料の収集及び記録の整理保存のこと。
- (11) 次条に掲げるものに係る事務のうち、刑事部長が特に指定するもの

(組織犯罪対策統括官の専決事項)

第39条 組織犯罪対策統括官は、組織犯罪対策課、国際捜査課及び薬物銃器対策課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について、前条の規定により刑事部長が特に指定するものを除き、専決することができる。

- (1) 暴力団対策その他犯罪組織対策に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 暴力団情報その他犯罪組織に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (3) 暴力団に係る犯罪その他組織犯罪の取締りに関すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関すること。
- (5) 暴力団排除活動に関すること。
- (6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関すること。
- (7) 外国人犯罪組織対策に関する企画及び立案に関すること。
- (8) 外国人に係る犯罪に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (9) 外国人による組織犯罪の取締りに関すること。
- (10) 国際捜査共助に関すること。
- (11) 通訳及び翻訳に関すること。
- (12) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
- (13) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(刑事総務課長の専決事項)

第40条 刑事部刑事総務課長は、刑事部刑事総務課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画及び立案に関することで軽易なもの
- (2) 犯罪の捜査一般に関することで軽易なもの
- (3) 刑事法令の研究に関すること。
- (4) 部の事務の総合調整に関すること。
- (5) 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。
- (6) 犯罪統計に関すること。
- (7) 捜査共助に関することで軽易なもの

(捜査第一課長の専決事項)

第41条 刑事部捜査第一課長は、刑事部捜査第一課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関することで軽易なもの
- (2) 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関することで軽易なもの
- (3) 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関することで軽易なもの
- (4) 過失犯の捜査に関することで軽易なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属しない犯罪の捜査に関するこ
とで軽易なもの

(6) 変死体に関することで軽易なもの

(検査第二課長の専決事項)

第42条 刑事部検査第二課長は、刑事部検査第二課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の検査に関することで軽易なもの
- (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の検査に関することで軽易なもの
- (3) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の検査に関することで軽易なもの

(検査第三課長の専決事項)

第43条 刑事部検査第三課長は、刑事部検査第三課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 窃盗犯の検査に関することで軽易なもの
- (2) 移動警察に関することで軽易なもの

(組織犯罪対策課長の専決事項)

第44条 刑事部組織犯罪対策課長は、組織犯罪対策課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 暴力団対策その他犯罪組織対策に関する企画及び立案に関することで軽易なもの
- (2) 暴力団情報その他犯罪組織に関する情報の収集、整理及び分析に関することで軽易なもの
- (3) 暴力団に係る犯罪その他組織犯罪の取締りに関することで軽易なもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関することで軽易なもの
- (5) 暴力団排除活動に関することで軽易なもの
- (6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関することで軽易なもの

(国際検査課長の専決事項)

第44条の2 刑事部国際検査課長は、国際検査課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 外国人犯罪組織対策に関する企画及び立案に関することで軽易なもの
- (2) 外国人に係る犯罪に関する情報の収集、整理及び分析に関することで軽易なもの
- (3) 外国人による組織犯罪の取締りに関することで軽易なもの
- (4) 国際検査共助に関することで軽易なもの
- (5) 通訳及び翻訳に関することで軽易なもの

(薬物銃器対策課長の専決事項)

第45条 刑事部薬物銃器対策課長は、薬物銃器対策課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関することで軽易なもの
- (2) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関することで軽易なもの

(鑑識課長の専決事項)

第46条 刑事部鑑識課長は、刑事部鑑識課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 犯罪鑑識に関することで軽易なもの
- (2) 犯罪鑑識資料の収集及び記録の整理保存に関することで軽易なもの

(機動捜査隊長の専決事項)

第47条 刑事部機動捜査隊長は、刑事部機動捜査隊の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 重要事件の初動捜査活動に関することで軽易なもの
- (2) 各種犯罪の検挙及び取締りに関することで軽易なもの

(科学捜査研究所長の専決事項)

第48条 刑事部科学捜査研究所長は、刑事部科学捜査研究所の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 法医学、理化学、心理学及び文書に関する研究並びに鑑定に関すること。
- (2) 科学的検査及び実験に関すること。

第6節 交通部の所掌事項

(本部長の決裁事項)

第49条 交通部の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 交通警察の運営に関する企画及び立案に関することで重要なもの
- (2) 交通事故防止対策一般に関することで重要なもの
- (3) 交通安全教育及び交通安全運動に関することで重要なもの
- (4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関することで重要なもの
- (5) 道路交通関係法令違反の取締りに関することで重要なもの
- (6) 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関することで重要なもの
- (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関することで重要なもの

- (8) 暴走族対策に関することで重要なもの
- (9) 道路の交通の規制に関することで重要なもの
- (10) 道路の交通の管制に関することで重要なもの
- (11) 信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設に関することで重要なもの
- (12) 道路使用、制限外積載等の許可及び自動車保管場所の証明に関することで重要なもの
- (13) 運転免許事務の企画及び調整に関することで重要なもの
- (14) 運転免許証に関することで重要なもの
- (15) 運転免許試験に関することで重要なもの
- (16) 運転免許の取消し、停止等に関することで重要なもの
- (17) 運転免許に係る講習に関することで重要なもの
- (18) 自動車教習所に関することで重要なもの
- (19) 指定講習機関に関することで重要なもの

(交通部長の専決事項)

第 50 条 交通部長は、交通部の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 交通警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 交通事故防止対策一般に関すること。
- (3) 部の事務の総合調整に関することで重要なもの
- (4) 道路の交通に関する統計に関することで重要なもの
- (5) 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。
- (6) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。
- (7) 道路交通関係法令違反の取締りに関すること。
- (8) 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
- (9) 道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。
- (10) 暴走族対策に関すること。
- (11) 道路の交通の規制に関すること。
- (12) 道路の交通の管制に関すること。
- (13) 信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設に関すること。
- (14) 道路使用、制限外積載等の許可及び自動車保管場所の証明に関すること。
- (15) 運転免許事務の企画及び調整に関すること。
- (16) 運転免許証に関すること。
- (17) 運転免許試験に関すること。
- (18) 運転免許の取消し、停止等に関すること。
- (19) 運転免許に係る講習に関すること。
- (20) 自動車教習所に関すること。
- (21) 指定講習機関に関すること。

(交通総務課長の専決事項)

第 51 条 交通部交通総務課長は、交通部交通総務課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 交通警察の運営に関する企画及び立案に関することで軽易なもの
- (2) 交通事故防止対策一般に関することで軽易なもの
- (3) 部の事務の総合調整に関すること。
- (4) 道路の交通に関する統計に関すること。
- (5) 交通安全教育及び交通安全運動に関することで軽易なもの
- (6) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関することで軽易なもの

(交通指導課長の専決事項)

第 52 条 交通部交通指導課長は、交通部交通指導課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 道路交通関係法令違反の取締りに関することで軽易なもの
- (2) 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関することで軽易なもの
- (3) 道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関することで軽易なもの
- (4) 暴走族対策に関することで軽易なもの

(交通規制課長の専決事項)

第 53 条 交通部交通規制課長は、交通部交通規制課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 道路の交通の規制に関することで軽易なもの
- (2) 道路の交通の管制に関することで軽易なもの
- (3) 信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設に関することで軽易なもの
- (4) 道路使用、制限外積載等の許可及び自動車保管場所の証明に関することで軽易なもの

(運転免許センター長の専決事項)

第 54 条 交通部運転免許センター長は、交通部運転免許センターの所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 運転免許事務の企画及び調整に関することで軽易なもの
- (2) 運転免許証に関することで軽易なもの
- (3) 運転免許試験に関することで軽易なもの
- (4) 運転免許の取消し、停止等に関することで軽易なもの
- (5) 運転免許に係る講習に関することで軽易なもの
- (6) 自動車教習所に関することで軽易なもの

- (7) 指定講習機関に関することで軽易なもの

第 55条 削除

(交通機動隊長の専決事項)

第 56条 交通部交通機動隊長は、交通部交通機動隊の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 交通指導取締りに関することで軽易なもの
- (2) 交通事故及び犯罪の捜査の初動措置に関することで軽易なもの

(高速道路交通警察隊長の専決事項)

第 57条 交通部高速道路交通警察隊長は、交通部高速道路交通警察隊の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 高速道路における交通事故防止対策に関することで軽易なもの
- (2) 高速道路における交通指導取締りに関することで軽易なもの
- (3) 高速道路における交通事故・事件の捜査及び処理に関することで軽易なもの
- (4) 高速道路における交通の規制に関することで軽易なもの
- (5) 高速道路における犯罪の捜査の初動措置に関することで軽易なもの

第7節 警備部の所掌事項

(本部長の決裁事項)

第 58条 警備部の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 警備警察の運営に関する企画及び立案に関することで重要なもの
- (2) 警備情報に関することで重要なもの
- (3) 警備犯罪の取締りに関することで重要なもの
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関することで重要なもの
- (5) 警衛に関することで重要なもの
- (6) 警護に関することで重要なもの
- (7) 警備方針の策定及び実施に関することで重要なもの
- (8) 治安警備に関することで重要なもの
- (9) 核物質の防護対策に関することで重要なもの
- (10) 災害警備に関することで重要なもの
- (11) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関することで重要なもの
- (12) 警察用航空機の運用に関することで重要なもの

(警備部長の専決事項)

第 59 条 警備部長は、警備部の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 警備警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 部の事務の総合調整に関することで重要なもの
- (3) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関することで重要なもの
- (4) 警備情報に関すること。
- (5) 警備犯罪の取締りに関すること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。
- (7) 警衛に関すること。
- (8) 警護に関すること。
- (9) 警備方針の策定及び実施に関すること。
- (10) 治安警備に関すること。
- (11) 核物質の防護対策に関すること。
- (12) 災害警備に関すること。
- (13) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- (14) 警察用航空機の運用に関すること。

(公安課長の専決事項)

第 60 条 警備部公安課長は、警備部公安課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 警備警察の運営に関する企画及び立案に関することで軽易なもの
- (2) 部の事務の総合調整に関すること。
- (3) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- (4) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関することで軽易なもの
- (5) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関することで軽易なもの
ア 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪
イ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪
ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪
エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関することで軽易なもの

(警備課長の専決事項)

61条 警備部警備課長は、警備部警備課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 警衛に関することで軽易なもの
- (2) 警護に関することで軽易なもの
- (3) 警備方針の策定及び実施に関することで軽易なもの
- (4) 治安警備に関することで軽易なもの
- (5) 核物質の防護対策に関することで軽易なもの
- (6) 災害警備に関することで軽易なもの
- (7) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関することで軽易なもの
- (8) 警察用航空機の運用に関することで軽易なもの

(外事課長の専決事項)

第 62条 警備部外事課長は、警備部外事課の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 次に掲げる犯罪の取締りに関することで軽易なもの
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪
 - イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの
 - ウ 第60条第5号に掲げる犯罪その他警備犯罪であって第2号及び第3号に規定する活動に関するもの
- (2) 外国人に係る警備情報の収集、整理その他外国人に係る警備情報に関することで軽易なもの
- (3) 国際テロリズムに関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関することで軽易なもの

(機動隊長の専決事項)

第 63条 警備部機動隊長は、警備部機動隊の所掌事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 部隊活動による警備警戒に関することで軽易なもの
- (2) 集団警ら又は機動警らによる各種犯罪の予防検挙に関することで軽易なもの

第8節 警察学校

(本部長の決裁事項)

第 64条 警察学校の校務に関する事項のうち、特に重要なものについては、本部長の決裁を受けなければならない。

(学校長の専決事項)

第65条 学校長は、第12条に掲げる事項及び警察学校の校務に関する事項（特に重要なものを除く。）について専決することができる。

第3章 警察署

(署長の専決事項)

第66条 署長は、本部長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 副署長の扶養親族の認定に関すること。
- (2) 副署長の通勤手当、単身赴任手当及び住居手当の確認及び決定に関すること。
- (3) 署長、副署長及び警視（相当職を含む。）の階級にある署員の出張に関するこ
と。
- (4) 課長以上の署員の休暇及び職専免に関すること。
- (5) 署員の部分休業、深夜勤務制限、時間外勤務制限及び早出遅出勤務の承認に
関すること。
- (6) 署員（本部長が指定した者を除く。）の配置に関すること。
- (7) 署員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務の命令に関するこ
と。
- (8) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律
第112号）第158条第2項及び第3項に基づく特殊標章等の交付等に関するこ
と。

(副署長の専決事項)

第67条 副署長は、本部長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項について専決
することができる。

- (1) 署員（副署長を除く。）の扶養親族の認定に関すること。
- (2) 署員（副署長を除く。）の通勤手当、単身赴任手当及び住居手当の確認及び決
定に関するこ
と。
- (3) 警察署の課長の出張に関するこ
と。

(警察署の課長の専決事項)

第68条 警察署の課長は、本部長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項につい
て専決することができる。

- (1) 係長以下の署員の出張に関するこ
と。
- (2) 係長以下の署員の休暇及び職専免に関するこ
と。

(警察署事務の専決)

第69条 署長は、署長の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについて当
該各号に定める署員に専決させるこ
とができる。

- (1)

軽易なもの 副署長、警務・会計官、地域官、刑事官、交通官又は地域・交通官

(2) 特に軽易なもの 課長

(警察署事務の専決の特例)

第70条 署長は、前条のほか、特に必要のあるものについて当直長、留置主任官、捜査主任官、交番所長等に専決させることができる。

(専決事務の基準)

第71条 前2条により専決させることができる事務は、本部長が別に定める基準に基づき、署長が定めるものとする。

第4章 補則

(補則)

第72条 この訓令に定めるもののほか、茨城県警察における事務の決裁に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日本部訓令第11号)

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日本部訓令第13号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日本部訓令第5号)

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 (平成28年11月24日本部訓令第20号)

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日本部訓令第8号)
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日本部訓令第5号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 [以下略]

附 則 (平成31年3月7日本部訓令第6号)
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日本部訓令第17号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日本部訓令第4号)
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日本部訓令第4号)
この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

別表

決裁者	第1順位者	第2順位者
本部長又はその職務代行者	当該事務を主管する部長（警察学校にあっては警務部長）	総務統括官、首席監察官、人身安全対策統括官、組織犯罪対策統括官、校長又は当該事務を主管する参事官
部長	総務統括官、首席監察官、人身安全対策統括官、組織犯罪対策統括官又は当該事務を主管する参事官	当該事務を主管する参事官又は課長
総務統括官、首席監察官、人身安全対策統括官及び組織犯罪対策統括官	当該事務を主管する課長	
参事官	当該事務を主管する課長	
課長	総括理事官、理事官、課長代理又は副隊長	あらかじめ課長が指定する者

学校長	副校長	あらかじめ学校長が指定する者
署長	副署長	あらかじめ署長が指定する者